

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用における対策について

【公共施設の利用制限について】

1. 対策内容

当面の間、1日1回の利用時間は年齢に関わらず、原則、1時間程度を限度とするとしていた施設利用制限を、令和2年6月1日から解除する。

1) 対象施設

施設名称	担当課	備考
農村環境改善センター	農林水産課	
バーベキューハウス	商工観光課	令和2年6月18日まで 利用停止を継続
ネーチャーセンター白鳥の家	商工観光課	
縄文の森イベント広場	商工観光課	
中央公民館	社会教育・体育課	
北公民館	社会教育・体育課	
東公民館	社会教育・体育課	
みなくる館	社会教育・体育課	
図書館	社会教育・体育課	
大山将棋記念館	社会教育・体育課	
阿光坊古墳館	社会教育・体育課	
町民交流センター	社会教育・体育課	トレーニングルームは当 面の間、利用停止を継続
いちよう公園体育館	社会教育・体育課	
いちよう公園交流館	社会教育・体育課	
いちよう公園野球場	社会教育・体育課	
いちよう公園多目的グラウンド	社会教育・体育課	
いちよう公園テニスコート	社会教育・体育課	
いちよう公園ローラースケート場	社会教育・体育課	
下田公園野球場	社会教育・体育課	
下田公園多目的グラウンド	社会教育・体育課	
町民プール	社会教育・体育課	令和2年6月30日まで 利用停止

2) その他

- ※ 対象施設以外の公共施設について、継続して適用していた令和2年4月6日決定の対策について終了とする（当面の間、1日1回の利用時間を年齢に関わらず、原則、1時間30分を限度としていた施設利用制限を解除する）。